



そらいろ通信 12月

マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案

- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。

一気に秋が過ぎ去り、冬に突入したような気候ですが、心配していた紅葉は今とてもきれいに広がっています。紅い色だけでなく、オレンジや黄色の紅葉がとてもきれいに目に入ります。あと少し、紅葉を楽しみたいです。

★大人の心理学★

【最初に見た数字に影響されるのはなぜ？】



人は最初に示された情報（アンカーニング）を基準にして、その後の判断をしてしまう傾向があります。たとえば、買物の場面で、ある商品が「定価10万円、セールで5万円」と表示されていると、5万円が「安い」と感じられます。しかし、もし最初から「5万円」とだけ提示されいたら、同じ価格でも「高い」と感じるかもしれません。

「最初に提示された数字」に強く影響されてしまうことを心理学ではアンカリング効果（Anchoring Effect）と呼びます。

このことは、ビジネス交渉、価格表示、自己評価の場面などでも広く活用することができます。

アンカリング効果は「相手に影響を与える武器」にもなりますが、自分自身が無意識に縛られてしまうリスクもあります。数字や条件を提示されたときは、「本当にその基準が妥当か？」と一歩引いて考えることが大切です。

★12月のお仕事カレンダー



12/1	●職場のハラスメント撲滅月間(～12/31)
12/10	●11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2026/1/5	●11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●10月決算法人の確定申告と納税・2026年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

★重要改正★



～年末調整の改正点～

本年の年末調整においては、次のような見直し等が行われています。

- *「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- *「扶養親族等の所得要件」の改正
- *「特定親族特別控除」の創設

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこの「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」から入手・閲覧できます。

**2025年12月2日以降、
従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。**

2025年12月2日以降、これまでの健康保険証は原則として使えなくなり、医療機関受診のときは、「マイナ保険証」か「資格確認書」どちらかを窓口に出すことになります。

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにしたものです。カードを機械にかざすだけで本人確認と保険の加入状況を一度に確認できます。

マイナンバーカードを保険証としての利用登録を行っていない方には、加入している保険から被保険者の自宅へ「資格確認書」が送られてきます。これを提示すれば、従来の健康保険証と同じように保険診療を受けられます。

有効期限が切れた健康保険証は、保険証としては使えません。マイナ保険証または資格確認書が手元にあることを確認したうえで、氏名や記号番号が読めないようにハサミで細かく切って、ご自身で廃棄してください。【会社として回収、返却する必要はありません。】

切替え時の混乱を防ぐため、厚生労働省は「特例」も設けています。2026年3月末までは、期限切れの保険証しか持てこなかった場合でも、医療機関側で資格情報が確認できれば保険診療として扱ってよいことになっています。ただし「期限切れでも大丈夫」と過信せず、新しい方式への切替えを基本にお考えください。

マイナンバーカードを保険証として使えるようにするために、一度だけ「利用登録」が必要です。流れは次のとおりです。

- 1) マイナンバーカードと、交付時に決めた4桁の暗証番号を用意する
- 2) 次のいずれかの方法で登録する
 - ・病院や薬局にある専用カードリーダーで、画面の案内に従って登録
 - ・スマートフォンやパソコンから、国のサイト「マイナポータル」で登録
 - ・セブン銀行ATMで、画面の案内に従って登録

一度登録しておけば、あとはマイナンバーカードを持って行くだけで保険証として使えます。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

